

書評

いうことを、この本から再確認させられました。

全労連は、日本の労働組合運動の積極的伝統をひきつぎ、労働者の切実な要求実現と働く人びとの希望に輝く未来のために、すべての労働者・国民とともにその歴史的役割を果たすことを最大の目的に、18年前に結成されました。同年の11月9日のベルリンの壁の崩壊、その後のソ連崩壊などによって、「資本主義万歳」論、「階級闘争時代遅れ」論や「春闘終焉」論などの逆風が荒れ狂いました。しかし、わたしたちは労働者・国民の利益を守るためにひるむこ

となく奮闘してきました。このわたしたちのたたかいが、参議院選挙での自民党の歴史的な大敗を生み出した土台にあることは疑いのないところです。

いま、わたしたちのたたかいが情勢を動かしはじめています。この奥深いエネルギーが「労働ビッグバン」を阻止できるという確信をあたえてくれる本書を、労働者、とくに労働組合運動にたずさわる多くのみなさんに一読をおすすめしたいと思います。

(新日本出版社刊・2007年10月・1700円)

(ばんない みつお・全労連議長)

脇田 滋著

『労働法を考える』

強い共感とともに、問題意識も明らかに
生熊 茂実

はじめに

私は、同時期に共著で『労働ビッグバン』を発刊しており、テーマも同様なので、共感するとともに触発されることが多かったと感じる本書である。

私なりに考えると、本書は大きくいって3つの部分で構成されている。第1の部分は、著者のおこなっている派遣労働者からの相談の事例なども引用しながら、現在の労働者の実態を告発するものである。第1章と第2章が、それにあたる。第2の部分は、「働くルール」そのものの必要性、歴史、世界の実情などについて述べた部分である。第3章から第5章がそうである。第3の部分が、当面する課題や今後の方向についての論述であり、第6章、第7章が、その役割となっている。読み終わって率直に感じたことは、本書の題名は「労働法を考える」だが、内容的には労働組合のあり方や組織論にまで及び、著者の問題意識がうかがわされている。

「労働法のない世界」

第1の部分では、著者は「労働法のない世界」という「キーワード」をもとにして、日本には厳然として労働法があるにもかかわらず、違法な働き方がいかに蔓延しているかを告発する。もうひとつの

キーワードが「フルタイム型非正規雇用」であり、最近10年間に於いて、若年男性が、この雇用形態に吸収されていったことが、日本の雇用社会の変化の特徴であると指摘する。まさに、そのとおりである。

著者が、いち早く派遣労働者からの相談をうけるホームページを開設したことに敬意を表するとともに、派遣労働や「契約社員」、フリーターなどが「若者の未来を奪う働き方」だという提起には同感であり、また教育訓練問題など、フリーターから脱け出せない要因についての言及も重要である。

一方で、この間の労働組合のあり方にも問題を提起する。「企業別正社員組織」としての労働組合が非正規雇用の労働者を組織対象にしてこなかったことが、現在の労働者状態の悪化をひきおこしたとして、労働組合の社会的役割を指摘する。

さらに、現在の日本でこそ労働法が必要とされていると強調する。労働法の重要性について「人口の大多数を占める」のが労働者であり、「労働法というのは日本で働く人の圧倒的多数に適用される、きわめて重要な意味をもつ法分野」という提起は重要だと思う。司法試験で、労働法は受験者の選択にまかされるなど、労働問題が無視ないし軽視される社会的傾向があるなかで、あらためて「労働者状態こそ社会の中心問題」という見解には強く共感する。私自身も昨年夏以来、「日本社会の中心問題は労働者状態の悪化にある」と位置づけ、「労働者状態の改善なくして、日本社会の未来はない」と言い続けてきた。それは、ことし7月の参議院選挙の結果にあらわれた「民意」で証明されたと思う。

「働くルール」とその実態

第2に、「働くルール」の意味とその実態が明らかにされる。最初に、「働くルール」のそもそも論から説き起こす。資本主義という仕組みでは、「契約の自由」が原則になるが、「自由な契約から生ずる労働者の不自由」が引き起こされ、形式的には「自由・平等」だが、「新たな支配・従属の『主従関係』をもたらす」ものであり、「自由と平等という市民革命の理念に反する」ことから、労働者の団結とたたかい、および労働者状態が放置できないほど悪化した事実を踏まえて、「働くルール」(工場法などの労働法)が形成されたことを明らかにする。

一方では、労働者の団結で経営者団体と労働協約を結び、それを法的にも保障させて労働者の権利と労働条件の向上をはかってきたことも明らかにされる。労働法が、「労働者保護法」の分野だけでなく、「労働団合法」としても発展してきたことも強調される。労働者保護が、経営者に対する「法的規制」(上からの規制)と「団結による規制」(下からの規制)によって実現することの帰結である。

こういう意味をもつ労働組合だからこそ、その役割が重要であることを、著者は重ねて力説する。「労働組合は、憲法・国際条約や労働組合法などによって、結社の自由や団結活動や団体交渉に対する保護などが保証された特別な存在であり、単なる私的団体ではありません」として、「労働組合には、特別な権利が認められている反面、労働者全体のために活動するという社会的・道義的な責任もある」という指摘は、労働組合活動に参加するものにとって、あらためて肝に銘ずべきことばであろう。

今後の課題について

第3の「今後の課題」の部分では、単に権利行使を呼びかけるだけでなく、「権利行使や個人の『自己決定』を可能にする条件づくり」が提起されていることは、きわめて重要である。「権利行使」をいうことはたやすいが、それができないのが現実である。だからこそ、まともな労働組合に団結して、権利行使ができる条件を整えることが必要なのである。労働組合を企業内から地域・産業別視点、国際的視点で活動するように提起していることにも賛同する。

私が痛く共感したのは、地域労働組合の活動は労基法違反などの「働くルール違反」を是正させることが中心であり、職場全体の労働条件を改善するには、産業別組織への展望を持つことが必要という指摘である。私も、地域労組などの労働組合は違法をなくすたたかいには有効だが、労働条件改善に前進するには、(産業別の多数派を展望しながらも)職場での団結と影響力をもつ労働組合組織が必要であることを力説してきたからである。

なお、本書に多くの共感をもちながら、運動体の立場から深めるべき課題を提起しておきたい。

第1は、同一労働・同一賃金の主張は正しいが、「家族生計費」を否定するのは危険ではないかということである。ヨーロッパでは、児童手当、高等教育費用などが手厚く保障されているので、それらを「社会的賃金」と考えれば、年齢が上がると家族の収入も増える。日本における賃金や働き方の実態をふまえると、「家族生計費」を否定し、ひとりの賃金だけを強調すると、現在の男性正社員の賃金は高過ぎるという攻撃と対決できない危険が生まれるのではないか。

第2は、産業別労働組合への発展の道筋である。「単純化すれば」と著者も述べているので、どのようになっているか関心を持つが、「企業別労組を解散し」「組合員が個人加盟組織に一挙に加入する」という韓国の民主労総の挑戦である。それで成功しているとすれば、確かに教育や運動のなかで、組合員の自覚が相当な水準に成長しただろう。

日本で産業別労働組合への前進をかちとるためには、単なる教育や理論ではなく、本当に産業別労働組合が必要だという運動の実践の積み重ねが必要である。それは、私自身が活動している全日本金属情報機器労働組合(JMIU)について、真の産業別労働組合の方向に大きく踏み出しているという自負はあるものの、まだまだ路は半ばであるという実感をもっているからである。

本書には、大きな共感と強い問題意識をもたせていただいた。

(新日本出版社刊・2007年10月・1600円)

(いくま しげみ・JMIU中央執行委員長)